

下野市成年後見制度利用促進協議会について

1 下野市成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月、令和4年度から令和8年度までを期間とする「下野市成年後見制度利用促進基本計画」を「下野市地域福祉計画」と一体的に策定しました。基本計画は、目標に「適切な成年後見制度利用につながる地域づくり」、「制度利用によって権利をまもる体制づくり」、「関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり」の3つを掲げ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

2 成年後見制度利用促進協議会の設置について

住み慣れた地域で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしい生活と自己の権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度の利用促進を図ることを目的として設置するものです。また、計画における「関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり」の目標達成に向けて、支援の必要な人の発見、関係機関との連携による相談対応及び適切な制度利用へとつなげる仕組み等を構築するため、去る3月1日に下野市社会福祉協議会内に「下野市成年後見サポートセンター」を開設しました。なお、当該センターが協議会の中心となり市と連携しながら利用促進を図っていきます。

3 成年後見制度利用促進協議会の役割について

本協議会は、さらなる成年後見制度の利用促進を目指して、センターの運営体制、地域における共通課題の解決、基本計画の策定や進捗状況の評価などについて検討していきます。また、本協議会を通して権利擁護支援にあたる関係団体と連携しながら、地域において支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援につなげられるよう、連携ネットワークの強化に向け継続的に協議していきます。

■下野市成年後見制度利用促進協議会のイメージ

